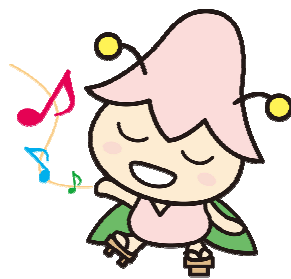


広報にしあいづ お知らせ版



No.22 平成 24 年 2 月 15 日号
発行：西会津町企画情報課

「血液コントロール教室」を開催します

「塩分を控えましょう」「野菜はたくさん食べましょう」などよく聞きますが、ではどのくらいが良いのか分かりますか？

血圧を安定させるための生活の工夫と一緒に学びましょう。お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

詳しくはお問い合わせください。

◆日時・会場

○野沢・尾野本地区（定員 40 名）

3 月 12 日（月） 午後 1 時 30 分～3 時 30 分
公民館調理室

○群岡地区（定員 20 名）

3 月 14 日（水） 午後 1 時 30 分～3 時 30 分
保健センター

○新郷地区（定員 20 名）

3 月 16 日（金） 午前 9 時 30 分～11 時 30 分
新郷連絡所

○奥川地区（定員 20 名）

3 月 16 日（金） 午後 1 時 30 分～3 時 30 分
奥川支所

◆内容

- ①測定（血圧、体重、体脂肪率、みそ汁塩分測定）
- ②講話「高血圧の予防と改善」（保健師より）
- ③講話と試食「適塩調理の工夫」（管理栄養士より）
おすすめの料理を実際に作り、試食。
「豚肉と根菜の黒酢煮」

◆申込み

各会場、1 週間前までに担当課までお申し込みください。

◆その他

みそ汁塩分測定を希望される場合は、ふたつきの容器に汁だけを入れて持参してください。

問 健康福祉課健康支援係 ☎45-4532

森林の所有者届出制度が始まります

昨年 4 月の森林法改正により、平成 24 年 4 月以降、森林の土地の所有者となった人は市町村長への事後届出が義務付けられました。

詳しくはお問い合わせください。

◆届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した人は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している人は対象外となります。

◆届出期間

土地の所有者となった日から 90 日以内に、取得した土地のある市町村に届出をしてください。

◆届出事項

届出書には、届出者と前の所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。

添付書類として、登記事項証明書（コピー可）または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

問 農林振興課林政係 ☎45-4531
会津農林事務所森林林業部林業課
☎0241-24-5743

献血にご協力をお願いします

次の日程で献血を行います。皆様のご協力をお願いします。

◆実施月日

3 月 7 日（水）

◆時間および場所

9 時 30 分～11 時 30 分 町役場
13 時～16 時 30 分 交流物産館よりっせ



問 健康福祉課健康支援係 ☎45-4532

ふるさと市町村圏推進事業を募集します

喜多方地方広域市町村圏組合では、各種地域づくりに関する補助事業の募集を行っています。地域の活性化を実践する団体を支援するためのもので、ソフト事業を対象とした補助金を交付します。

詳しくはお問い合わせください。

◆対象事業および助成限度額

①広域圏文化支援事業

地域文化の資質向上を目指す、広域圏内の文化活動の活性化を図る事業

助成限度額：20万円（補助対象事業費の1/2以内）

②ふるさとイベント事業

地域の特性を活かし、地域の振興発展を目指す事業
助成限度額：50万円（補助対象事業費の1/2以内）

◆募集期限

3月2日（金） 必着

◆申請書の入手先

下記事務局（ホームページ）または企画情報課まで

問 喜多方地方広域市町村圏組合事務局

☎0241-22-3426

<http://www.kouiki.kitakata.fukusima.jp>

地域づくり総合支援事業を募集します

県では、地域活性化に取り組む団体・集落などに対して地域づくり総合支援事業（サポート事業）の募集を行っています。

詳しくはお問い合わせください。

◆対象事業及び助成限度額

①一般枠

民間団体などが行う広域的、先駆的およびモデル的な事業

②過疎・中山間地域集落等活性化枠

集落（または協定団体）などが行う集落等再生事業

◆募集期間

第1次募集期間 ～2月22日（水） 必着

第2次募集期間 4月16日（月）～5月9日（水）
必着

◆申請書の入手先

下記事務局（ホームページ）または企画情報課まで

問 会津地方振興局地域づくり・商工労政課

☎0242-29-5292

<http://www.pref.fukushima.jp/aizu/shinko/>

地域づくり応援事業を募集します

全会津17市町村などで構成している「あいづふるさと市町村圏協議会」では、地域づくり、人づくりなどを積極的に実践する団体を支援するため、ソフト事業を対象とした補助金を交付しています。

詳しくはお問い合わせください。

◆募集期間

3月19日（月）まで

◆補助金額

最大70万円（補助対象経費2/3以内）

◆対象経費

広域的な波及効果がある事業、地域の特色・特徴を出した事業、地域間交流につながる事業など

◆申請書の入手先

協議会事務局（ホームページ）または企画情報課

問 企画情報課企画政策係 ☎45-4536

あいづふるさと市町村圏協議会事務局

☎0241-22-3426

<http://www.aizu-furusato.com>

原子力損害賠償に係る巡回法律相談

県では、原子力損害賠償請求手続きが本格的に開始されたことに伴い、県弁護士会と連携し、弁護士による巡回法律相談を実施し、被害者の皆さんの支援を行っています。

相談料は無料ですので、請求手続きにおける不明な点などをお気軽にご相談ください。

◆相談方法

事前予約制で、相談時間は30分（相談料は無料）

◆受付電話

024-523-1501

（受付時間 毎日8時30分～21時）

◆相談時間

13時30分～15時50分

◆実施日および場所（会津地区）

2月24日（金） 県会津若松合同庁舎本館

※3月以降の実施については、あらためてお知らせします。

問 生活環境部原子力賠償支援課

☎024-521-8045

必ずチェック最低賃金！ 使用者も労働者も

常用、臨時、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

詳しくはお問い合わせください。

◆県最低賃金（1時間あたり）

658円（平成23年11月2日より）

※ただし、下記の5産業を除く全産業

◆産業別最低賃金（1時間あたり）

①非鉄金属製造業

770円（平成24年1月19日より）

②電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

724円（平成24年1月19日より）

③輸送用機械器具製造業

758円（平成23年12月16日より）

④計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業

757円（平成23年12月18日より）

⑤自動車小売業

754円（平成23年12月15日より）

◆ご注意ください

実際に支払われる賃金から次の賃金を除いたものが最低賃金の対象となります。

また、産業別最低賃金の一部に適用除外業種や業務がありますのでご注意ください。

○臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

○1カ月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）

○所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）

○所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）

○午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

○精皆勤手当、通勤手当および家族手当

問 福島労働局賃金室 ☎024-536-4604

会津労働基準監督署喜多方支署

☎0241-22-4211

歌会始のお題および詠進歌の詠進について

平成25年度歌会始のお題と詠進歌の詠進について要領が定められましたのでお知らせします。

◆平成25年度歌会始のお題

「立」と定められました。

お題は「立（りつ）」ですが、歌に詠む場合は「立」の文字が詠み込まれていればよく、「立志（りっし）」「立春（りっしゅん）」のような熟語にしても、また「立つ（たつ）」「立ち上がる（たちあがる）」のように訓読しても差し支えありません。

◆詠進歌の詠進要領

① 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

② 書式は、半紙（習字用の半紙）を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（ふりがな）、生年月日および職業を縦書きで書いてください。

③ 用紙は、半紙とし、記載事項はすべて毛筆で自署してください。

④ 病気または身体障害のために毛筆にて自署することができない場合は次によることができます。

ア 代筆（墨書）による。代筆の理由、代筆者の住所および氏名を別紙に書いて添えてください。

イ 本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。これらの機器を使用した理由を別紙に書いて添えてください。

ウ 視覚障害の人は、点字で詠進しても差し支えありません。

◆注意事項

次の場合は失格となりますのでご注意ください。

① お題を詠み込んでいない場合・短歌の定型でないもの、また用紙が縦長の場合

② 一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合

③ 詠進歌が既に発表された短歌と同一または著しく類似した短歌である場合

④ 詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状などに発表した場合

⑤ 病気や身体障害のために代筆した理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌

⑥ 必要事項が未記入、その他宮内庁発表の詠進要領によらない場合

◆詠進の期間

9月30日まで（郵送の場合、当日消印有効）

問 宮内庁 <http://kunaicho.go.jp/>

休日当番医（3月）

日	医療機関名	電話番号	市町村
4日 (日)	おのぎレディースクリニック	0242(36)5051	会津若松
	森田小児科医院	0242(27)7686	
	えんどうクリニック	0242(33)0700	
	有隣病院	0241(24)5021	喜多方
	山田産婦人科医院	0241(22)6300	
	平野医院	0242(83)2243	会津坂下
11日 (日)	さいとう内科胃腸科クリニック	0242(38)3717	会津若松
	扇町渡部小児科アレルギー科医院	0242(25)5515	
	耳鼻咽喉科鈴木医院	0242(28)3387	
	佐原病院	0241(22)5321	喜多方
	ゆうゆうクリニック	0241(22)2111	
	荒井医院	0242(83)2224	会津坂下
18日 (日)	遠藤胃腸科内科医院	0242(24)8911	会津若松
	浜崎小児科医院	0242(27)0951	
	山口皮ふ科医院	0242(28)9119	
	県立喜多方病院	0241(22)2181	喜多方
	渡辺小児科医院	0241(22)3133	
	遠山眼科医院	0242(83)2011	会津坂下
20日 (火)	白虎ファミリークリニック	0242(37)7866	会津若松
	いづかファミリークリニック	0242(32)3330	
	入澤泌尿器科内科クリニック	0242(38)3711	
	小野病院	0241(22)0414	喜多方
	あきもと整形クリニック	0241(21)1515	
25日 (日)	徒ノ町クリニック	0242(26)6181	会津若松
	佐藤病院	0242(26)3515	
	前田眼科医院	0242(27)0707	
	有隣病院	0241(22)5021	喜多方
	いとう眼科	0241(22)5900	

西会津診療所

土曜診療日

3月 3日（第1週）

17日（第3週）

※受付時間は、11時まで

問 西会津診療所 ☎45-4228

納税・公共料金

◆水道料金・下水道料金

◆ケーブルテレビ使用料

◆インターネット使用料

納期限 3月12日

心配ごと相談日

◆日時

3月7日（水）・27日（火）

午前9時～正午

◆場所 老人憩の家

問 町社会福祉協議会

☎45-4259

休日歯科医（3月）

日	医療機関名	電話番号	市町村
4(日)	いしかわ歯科医院	0242(75)5550	会津若松
11(日)	中央歯科	0242(27)3065	
18(日)	石田歯科医院	0242(25)4820	
20(火)	瓜生歯科医院	0242(22)2818	
25(日)	おおほり歯科医院	0242(25)1110	

【ご注意ください】

休日当番医・歯科医は変更となる場合があります。

確認のうえ、受診してください。